

社会保険関係

Q 年1回支給する寒冷地手当を賞与と同月に支払った場合の社会保険の取り扱い上の留意点

賞与を12月5日に支払い、同月の15日に年1回支給する寒冷地手当を支払った場合、年金事務所への届出期日と保険料の納付期限はいつになるのでしょうか。また、その際の届け出上の留意点があればご教示ください。

(北海道 A社)

A 「賞与支払届」の届け出は最後の賞与等支給日(寒冷地手当支給日)から5日以内に行い、保険料の納付期限は支給月の翌月末日(1月末日)となる

回答者 深田俊彦 ふかだ としひこ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

1. 社会保険における賞与とは

社会保険(厚生年金保険および健康保険)における賞与とは、「賃金、給料、俸給、手当、賞與其他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものをいう。」(厚生年金保険法3条1項4号)とされていますが、社会保険上の賞与に該当するか否かは以下の通りです。

【賞与に該当するもの】

賞与(役員賞与も含む)・ボーナス・期末手当・決算手当・夏(冬)期手当・越年手当・年末一時金・繁忙手当・勤勉手当など賞与と同じ性質をもつと認められるもので、年間を通じて支給回数が3回までのもの
寒冷地手当・石炭手当・薪炭手当しんたんなど同じ性質をもつもので、年間を通じて支給回数が3回までのもの
上記のうち通貨で支給されるもののほか、自社製品など現物で支給されるもの

【賞与に該当しないもの】

上記の賞与等で年間を通じて4回以上支給されるもの(報酬月額算定を含む)
恩恵的に支給される結婚祝金・病気見舞金・災害見舞金など
大入袋・退職金・解雇予告手当・年金・恩給・株主配当金など

2. 賞与にかかる保険料

平成15年4月から、いわゆる「総報酬制」が導入されたことにより、賞与についても毎月の標準報酬月額にかかる保険料率と同じ率で保険料が徴収されることになりました。賞与にかかる保険料の算出に当たっては、賞与額の1000円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、それに保険料率を乗じます。

なお、標準賞与額には上限があり、厚生年金保険については1カ月当たり150万円、健康保険については年間累計(毎年4月1日～翌年3月31日)で540万円となっています。

3. 賞与支払届の届け出

社会保険上の賞与がいかなるものであるのかは以上に見てきた通りですが、事業主が被保険者に賞与等を支給したときは、原則として支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届」を届け出ることになっています（厚生年金保険法施行規則19条の5，健康保険法施行規則27条）。ただし、賞与等が同一月に2回以上支給されたときは、最後の賞与等支給日から5日以内に一括して届け出ることが認められています（昭52.12.16 保険発113・庁保険発18）。

ご質問の場合では、寒冷地手当の性質が明らかではありませんが、年間を通じた支給回数が3回以下であって賞与に該当するものだとしますと、先に支給された賞与と一括しての処理となります。従いまして、寒冷地手当支給日である12月15日から5日以内に、賞与と寒冷地手当を合わせた賞与支払届を年金事務所へ届け出ればよいことになります。

4. 賞与にかかる保険料の納付期限

賞与支払届を届け出た事業主には、毎月の標準報酬月額にかかる保険料と賞与にかかる保険料とが合算され保険料額が記載された「納入告知書」が賞与支払月の翌月下旬ごろまでに年金事務所から郵送されます。

保険料の納付期限は賞与支払月の翌月末日です。ご質問の場合であれば、翌年の1月末日までに毎月の標準報酬月額にかかる保険料と合わせて納付することになります。

5. 届け出上の留意点

一般的な事項も含め、届け出上の留意点を以下に挙げます。

(1)同一の被保険者に対して賞与等が同一月に2回以上支給されたときは、2回以上の賞与等を合計し、その合計額の1000円未満を切り捨てたものをその月の標準賞与額として届け出ます。この場合、賞与支払届に記載する賞与支払年月日は、当該月の最後に支給された賞与の支給日となります。

(2)育児休業により毎月の社会保険料が免除されている被保険者に賞与が支給された場合、賞与にかかる保険料も免除となりますが（本人負担分・会社負担分ともに）、当該被保険者の標準賞与額につきましても賞与支払届に記載して届け出する必要があります。

(3)退職者の場合、被保険者資格喪失日の属する月の前月末日までに支払われた賞与が保険料徴収の対象となります。従いまして、被保険者資格喪失日が属する月に賞与が支払われるときには（ご質問の場合であれば、11月30日から12月30日までのいずれかの日に退職する方に支払われるケース）、保険料が発生しません。ただし、保険料が発生しない場合であっても、退職日までに支払われた賞与等につきましても賞与支払届に記載して届け出する必要があります。

(4)厚生年金保険は70歳に到達すると被保険者資格を喪失しますが、70歳以降も勤務していて勤務日数および勤務時間がそれぞれ一般の従業員のおおむね4分の3以上の場合は「70歳以上被用者」として年金事務所に届け出をします（給与額に応じて年金額が調整されるため）。この70歳以上被用者に賞与を支給したときには、支給日から5日以内に「70歳以上被用者賞与支払届」を年金事務所へ届け出する必要があります。